

農地を貸借・売買したり転用するときは・・・ 『農地法等の許可』が必要です!!

自分の農地だから許可や届出などしないまま自由に売ったり、貸したりしても良いと思っていませんか？農地を売ったり、貸したり、転用するときには、農地法に基づく許可が必要です。詳しくは農業委員会にご相談ください。

農地を売買したり
貸し借りするときは

3条申請

自分名義の農地を
転用するときは

4条申請

他人名義の土地をかうか
借りて転用するときは

5条申請

農地の転用とは、農地を建物敷地、資材置場や駐車場など、農地以外の用地に転換することです。一時的に資材置場や駐車場にする場合でも、農地の転用にあたります。

◆農地を守るのはあなた自身です！

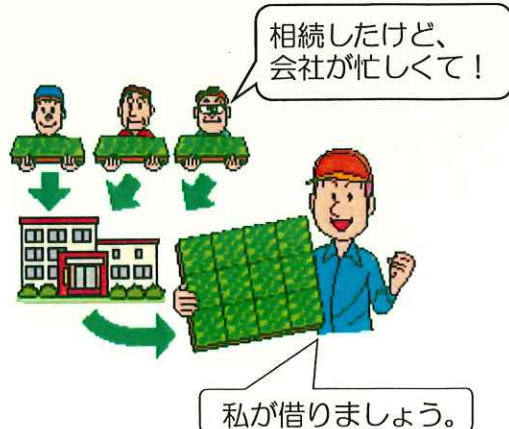
農地の遊休化は、雑草の繁茂による病害虫の発生など、近隣農地へ多大な悪影響を与えます。耕作できない方は、農地の貸し借りを利用するなどして、貴重な農地を守っていきましょう。

*近年、雑草等による苦情が多く寄せられており、年々増加しています。休耕地であっても、草刈りなどの保全管理をすることは農地をお持ちの方、農地を管理している方の責務です。農地の適正な管理をお願いします。

*消毒や草刈り等を行う際には、近隣の迷惑にならないよう配慮をお願いします。

こんな時は、農地銀行（農業委員会事務局内）
をご利用ください！

農地銀行は、売りたい方・貸したい方の農地を登録し、登録された農地を、買いたい方、借りたい方に紹介するという制度です。
農地の管理ができない方、新規就農を希望している方・農業の規模拡大を図りたい方は、ご利用を考えてみてはいかがでしょうか。



◆農地中間管理機構を活用しましょう！

「山梨県農地中間管理機構」をご存知ですか？

公的機関が間に入って遊休農地を借り受け、集積して、借りたい人に貸す仕組みです。



貸付・借受の手続き

出し手(農地を貸したい方)

- ① 農地を貸したいことを申し出る
(農地の所在する市町村の担当窓口へご相談ください)
- ② 農地の状況・貸付期間・賃料等の条件を協議
(これらの結果、借り受けられないこともあります)
- ③ 協議が整えば機構と契約締結
- ④ 所定の手続き後、機構への貸付完了

受け手(農地を借りたい方)

- ① 農地を借りたいことを申し出る
(農地の所在する市町村などの担当窓口へご相談ください)
- ② 借受期間・賃料等の条件を協議
(これらの結果、貸し付けられないこともあります)
- ③ 協議が整えば機構と契約締結
- ④ 所定の手続き後、機構からの借受完了

農地中間管理機構

農地の出し手(所有者)のメリット

- ① 賃料は農地中間管理機構から確実に支払われます。
- ② 設定した契約期間が満了すると、農地は確実に返還されます。
(希望に応じて、契約の更新も可能です。)
- ③ 農地集積・集約化の要件を満たせば、機構集積協力金が支払われます。

農地の受け手(借受者)のメリット

- ① 地権者が複数の場合も農地中間管理機構とのみ貸借契約を結ぶので、賃料の支払いの手間を省けます。
- ② 借受期間中は安心して耕作できます。
- ③ 農地の規模に応じた条件整備を行う事業(機構借受農地整備事業*)を利用することができます。

*令和7年3月から利用権設定での貸借は無くなり、農地中間管理機構での貸借に統一されています。(すでに利用権で貸借している農地は終期まで有効です。)

令和7年度 農業雇用労働賃金標準額【南アルプス市】
南アルプス市農業委員会

項 目 ・ 区 分			単位	金 額 (円)		摘 要	
				平 坦 地 域	中 山 間 地 域		
水 稲	田植え・稲刈り・脱穀		1 日	8,000		1,000円×8h	
	その他の一般田作業		1 日	8,000		1,000円×8h	
	育苗（機械用）		1 枚	850			
	機 械 作 業	荒起こし		10 a	10,000	13,000	
		代かき		10 a	11,500	14,600	
		田植え		10 a	11,000	13,000	苗は別
		稲刈（バインダー）		10 a	12,000	13,000	紐付き
		脱穀（ハーベスター）	結束機無	10 a	11,000	12,000	
			結束機付	10 a	14,000	15,000	
		稲刈・脱穀（コンバイン）		10 a	16,500	17,500	乾燥を除く
			10 a	10,000		乾燥のみ	
	果 樹	摘果・袋かけ・収穫		1 日	8,000		1,000円×8h
剪定		1 日	15,200		1,900円×8h		
農薬散布		1時間	4,000		薬剤代は別		
その他の一般果樹作業		1 日	8,000		1,000円×8h		
上記以外の一般農作業			1 日	8,000		1,000円×8h	
参 考 額	抜根（1 t）		1時間	4,000		処理料は別	
	抜根（2 t）		1時間	4,500		遊休農地の場合 は1. 5倍	
	搬送（重機等）		1回	2,000		片道1 回に付き	
	除草（刈り払い機1台）		1時間	3,500		処理料は別	
	除草（乗用草刈り機）		10a	4,700		処理料は別	
※ 本表は、標準的な料金を示すものであり、圃場条件や作業条件など勘案して当事者間の協議により決定することを前提としています。上記作業項目にない作業についても協議のうえで決定して下さい。 ・ 労働時間は1日8時間を基準とする。 ・ 賄いは、無しとする。 ・ 機械作業は、1人付きで燃料代含むものとする。 ※ 中山間地域とは塩前・大嵐・須沢・駒場・芦安芦倉・芦安安通・高尾・平岡・上市之瀬・上野・中野・秋山・湯沢・塚原（飯野・有野・山寺・曲輪田・上宮地・下市之瀬・落合）については、その中の一部地域）をいう。							

南アルプス市
農業委員会だより

回覧

農業委員(第26期)・農地利用最適化推進委員(第4期)を紹介します。

【任期：令和7年度から令和9年度(3年間)】

- 農業委員会 会長 澤登 義之
- 同 職務代理 小野 光明

地区	大字	農業委員	農地利用最適化推進委	
八田地区	六科	笹本 幸博	中島 勤也	
	野牛島			
	上高砂	土橋 一幸	清水 克彦	
	下高砂			
	徳永	杉山 直樹		
	榎原			
白根地区	飯野	浅利 覚	中込 太二	
	飯野新田		石川 幸弘	
	曲輪田新田			
	築山			
	百々	小野 光明	中澤 弘	
	上八田			
	西野	小野 好一	鶴田 基道	
	在家塚	向山 紀人	中込 直	
	上今諏訪		向山 孝仁	
	下今諏訪			
	有野	相原 勝利	河面 応機	
	塩前			
	大嵐			
	須沢			
	駒場			
	芦安地区	芦安芦倉		藤田 睦子
		芦安安通		
若草地区	下今井	中込 寿	青柳 俊二	
	鏡中條		時田 進	
	寺部	齊藤 令嗣		石川 晋
	十日市場	河西 錦弥	小野 俊郎	
	加賀美			
	藤田			
	浅原			

地区	大字	農業委員	農地利用最適化推進委員
櫛形地区	小笠原	野田 忠司	望月 新一
	下宮地		廣田 弘
	山寺		
	上今井	河野 吉久	沢登 武仁
	吉田		
	十五所	澤登 義之	沢登 武仁
	沢登		
	桃園	相原 孝	芦沢 俊一
	曲輪田		野田 智三
	上宮地		
	高尾	山本 昌樹	河野 勝英
	平岡		
	あやめが丘		
	上市之瀬		上田 雅仁
	上野		
	中野	深澤 昭仁	今津 金彦
	下市之瀬		
甲西地区	秋山		
	湯沢		
	落合		深澤 光裕
	塚原		
	川上		
	山寺		
	田島	中沢 雅章	原 忠仁
	西南湖		河西 昭司
	和泉		
	東南湖		
	高田新田		
	下宮地	野中 茂則	野澤 容三
	江原		
	鮎沢		
	古市場		
	荊沢		
	大師		
	清水		
	宮沢		
	戸田		

